



あいづ

〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館 2 階

〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表 1】自治労本部発文内容

自治労発 2025 第 1311 号
2025 年 11 月 27 日

「第 11 回じちろう全国共済集会（第 2 分科会）での質問について」

標記集会において、回答が保留となっていた質問について、確認できましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 質問内容

2025 年 11 月 18 日（火）

第 2 分科会「じちろうマイカー共済の魅力伝える方法とは？」

Q 刑法の改正に伴い「懲役・禁固刑」が「拘禁刑」に一本化されたが、各自治体の条例の条文が修正されていなかった場合、効力に問題はないか？

2. 顧問弁護士への法律相談の結果

本年 6 月 1 日施行の刑法改正で、刑の種類のうち「禁錮」及び「懲役」が廃止され、「拘禁」となりました。それに伴い、同日施行の地公法改正で 16 条 1 号の「禁錮」が「拘禁」とされました。

職員の分限に関する条例の失職の特例規定を改正せず、「禁錮」という文言を使用し続けている場合は「拘禁」に改正する必要があります。改正しない場合、「拘禁」に処せられた職員に対し、当局が失職の特例規定を適用せずに失職させる対応をとる可能性があります。

3. 今後の対応について

県本部は県内単組の実態を把握した上で、分限特例条項の条文中に「禁錮」及び「懲役」が記載されている場合、刑法改正に伴い失職の特例規定を改正すべきところ改正されていないと当局に対して指摘し、速やかに改正するよう求めてください。

なお、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」等により、複数の条例の「禁錮」「懲役」をまとめて「拘禁」に改正する地方公共団体もあり、そのような方法で分限条例の失職の特例の規定の「禁錮」が「拘禁」に改正されていれば問題ありません。

また、条例で、次のような失職の特例条項を定めている場合も問題がありません。

第〇条 任命権者は地方公務員法第 16 条第 1 号に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予せられた者については、情状によりその職を失わないものとする事ができる。

▼今回の紙面学習シリーズは、本年 6 月 1 日から施行された改正刑法に伴う分限条例についてです。なお、この機関紙の昨年 11 月 1 日号で「刑法改正と分限条例」と題して特集していますので、併せてご確認ください。

▼なぜ 2 回目の特集となったのか、簡単に説明します。先月 17 日・18 日の 2 日間、東京で「第 11 回じちろう全国共済集会」が開催されました。この第 2 分科会「じちろうマイカー共済の魅力伝える方法とは？」の中で、「各自

治体の条例が、「拘禁」に改正されていなかった場合、効力に問題はないか？」という質問があったようです。

自治労本部は、分科会の席上、回答を保留し、後日顧問弁護士へ相談のうえ、【図表 1】による発文を行いました。

▼【図表 1】の 2 のとおり、「職員の分限に関する条例」の特例条項の中で、「禁錮」「懲役」という文言を使用している場合、「拘禁」に改正する必要があります。仮に改正しないまま、「拘禁に

処せられた」対象者が出た場合、当局は、本来、分限条例で助けられるはずの職員まで処分してしまう可能性もあります。

▼【図表 1】の 3 にあるように、組合として、再度、分限条例特例条項の内容を確認し、改正していない場合、当局に対して速やかに改正するように要求する必要があるとしています。

紙面学習

シリーズ 41

『分限条例』2

管内全自治体が特例条項中「禁錮・懲役」を「拘禁」に改正済。しかし、若松・磐梯・下郷以外、「（公務遂行中の）交通事故」の限定は外れず。

当面の日程

■12 月 20 日（土）
13:00～単組等共済推進委員セミナー（WEB）②

■12 月 22 日（月）
18:30～北会・耶麻ブロック会議（河東公民館）

■12 月 26 日（金）
総支部仕事納め（仕事始めは 1 月 5 日（月）です）

▼【図表2】は、WEB上の例規集から、管内自治体の分限条例特例条項を調査した結果だが、総支部内全自治体が「拘禁」に改正してあるようです。

「評価」の項目に「○」と「△」があります。全自治体「拘禁」に改正してあるので、「×」はありませんでした。では、「○」と「△」の違いは何か？それは、「公務遂行中の交通事故」に限って特例としてあるか否かです（南会津町は「交通事故」）。仮にプライベートで交通事故を起こして、拘禁刑に処せられた場合、執行猶予がついたとしても、「△」の自治体においては「自働失職」となります。また、「○」の自治体は、交通事故に限定してないもので、例えばイベント等で過失により参加者を死傷させてしまったような場合、拘禁刑に処せられても、執行猶予がつけば「職員」という財産を守ることができる」という訳です。「拘禁刑」への改正時が、「○」にする「最大のチャンス」であったわけですが、「△」の単組は、引き続き改正を求めている必要があります。

【図表2】各自治体の分限条例（特例条項）WEB調査

自治体名	分限条例特例条項の内容	評価
会津若松市	第9条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	○
磐梯町	第8条 任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が本人の故意又は重大な過失によらないものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わせないものとするができる。	○
猪苗代町	第6条 任命権者は、 公務遂行中の交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△
喜多方市	第6条 任命権者は、 公務遂行中の交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△
西会津町	第7条 任命権者は、 公務遂行中の交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△
会津坂下町	第6条 任命権者は、 公務遂行中の交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△
柳津町	第5条 任命権者は、拘禁刑の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罰が 公務執行上の交通事故 によるものであり、かつ刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。	△
湯川村	第5条 任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罰が 公務執行上の交通事故 によるものであり、かつ刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。	△
金山町	第8条 任命権者は、 公務遂行中の交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△
会津美里町	第6条 任命権者は、 公務遂行中の交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△
南会津町	第5条 任命権者は、過失による 交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△※
下郷町	第6条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	○
只見町	第5条 任命権者は、 公務遂行中の交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△
福島県	第六条 任命権者は、 公務遂行中の交通事故 により拘禁刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、その職を失わないものとするができる。	△

編集後記



○今年も残すところ約半月、早いですねえ（汗）。
○さて、次号（1月1日号）機関紙では、恒例の豪華景品が当たる「新春お年玉クロスワードパズル」を実施します！前回、「簡単すぎる」とのご意見があったので、今回は少し難しくしたいと考えています。パズルは、ご家族で解いていただけるような内容となるよう工夫していますので、ぜひ、皆さんでお楽しみください。では、良いお年をお迎えください。（坂内）

総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

